



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

資料 2 - 4

基幹インフラ制度への医療分野の追加について

基幹インフラ制度への医療分野の追加について（案）

令和7年9月19日第118回社会保障審議会医療部会資料

医療機関について（案）

- 近年、医療機関がサイバー攻撃等を受けてシステムに影響が生じる事案が発生しているが、医療機関においては、更なる医療DXの推進によりデジタル化・ネットワーク化が一層進むことが見込まれることから、今後、サイバー攻撃等を受けた場合には医療の安定的な提供への影響が現在よりも大きくなる可能性がある。
- 医療機関がサイバー攻撃等を受けた場合でも、地域の医療を安定的に提供するための「最後の砦」を確保することが必要と考えられることから、**高度な医療（救命・災害医療等を含む。）を提供する能力等を有する医療機関については、地域の医療の安定的な提供の確保に重要な役割を果たしている医療機関として基幹インフラ制度の対象**とし、サイバー攻撃等への対応強化を図ることとする。
- その具体的な対象範囲については、特定社会基盤事業者の指定基準の考え方である**事業規模**（病床数等）及び**代替可能性**（地域医療において果たす役割や医療提供能力等）のほか、**地域性、救急医療や災害拠点としての役割**などの観点からも、引き続き精査する。その際、医療機関は、既存の特定社会基盤事業者と比較し事業規模が小さく、医業収入は公定価格である診療報酬が中心であり、特定社会基盤事業者としての対応が負担となり得ることに留意しつつ、引き続き精査する。
- また、特定重要設備等については、医療機関の役務の提供にあたって重要な設備を念頭に、引き続き精査する。

支払基金（医療DX）について（案）

- **支払基金**は、主に診療報酬の審査・支払業務を行っているが、**医療DXの推進にあたって中心的役割を果たし、電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋管理サービス、オンライン資格確認等システムの開発・運用主体となる予定**。これにより、多くの医療情報が集積され、医師による診療に活用されるなど、より質の高い医療の提供に繋がる。
- 医療DXが普及・浸透していくことを踏まえると、電子カルテ情報共有サービス・電子処方箋管理サービス、およびその基盤となるオンライン資格確認等システムが停止した場合、**医療機関や薬局で円滑な診療・服薬指導等の安定的な医療の提供に支障が生じ、「広範囲又は大規模な社会的混乱」が生じると考えられる**。
- そのため、**支払基金**を特定社会基盤事業者とし、**電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋管理サービス、オンライン資格確認等システムに係る設備**を特定重要設備とすることを念頭に制度改正に向けた検討を進める。

電子カルテ情報共有サービス

全国の医療機関・薬局をつなぐオンライン資格確認等システムのネットワークを活用し、医療機関や薬局等との間で電子カルテ情報を共有する仕組み。

電子処方箋管理サービス

電子的に処方箋の運用を可能とする仕組み。この仕組みにより、薬の処方・調剤の際に、患者が直近で処方・調剤された内容の閲覧や、当該データを活用した重複投薬等チェックの結果確認が可能となる。

オンライン資格確認等システム

マイナンバーカードのICチップ等により、オンラインで資格情報の確認ができるシステム

1.医療分野の追加について

- 医療を基幹インフラとして位置づけることは非常に重要。
- 基幹インフラ制度の対象に医療分野を追加することについて異論はない。
- 近年、医療機関がサイバー攻撃を受けている実態を踏まえ、速やかな対応が必要とされていることから妥当。

2.医療分野と他分野の相違について

- 既存分野は負担を価格に転嫁できる産業であるのに対して、医療分野はそれらと比較し事業者の規模が小さく、医業収入は公定価格であり価格転嫁が難しいため、事業者の指定等に当たって配慮が必要。
- 電気や金融は国を代表する大企業があるが、医療分野は大学病院であってもこれらに比べると小規模であり、それ以外の医療機関はさらに小規模である。

3.事業者の対応について

- 現場の負担が増加することを懸念。
- 特に大学病院や高次の医療機関は経営の余力がなく、国策として推進するのであれば、十分な配慮が必要。
- 医療分野では、サイバーセキュリティに関する知識、人材、財源が不足している。基幹インフラ事業者として求められる水準に達するために、極めて大きな負担が生じられる。国による財政支援、人的支援、人材育成の支援などが必要。
- 医療DXの運用主体となる社会保険診療報酬支払基金に対して、財源や人材面での支援が必要。



医療部会での議論等を踏まえ、基幹インフラ制度の対象に医療分野を追加する方向で特定社会基盤事業者や特定重要設備について検討を進めることとする。